

和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について

Ⅰ 物価変動に採用する指標の変更

(1) 要旨・現状

当事業の契約書では、サービス購入料の改定に関する「物価変動に採用する指標」を定めており、この指標の推移で、契約金額を見直すこととしている。今般、事業契約者から、この指標が下がっており、契約金額が減額することになるが、実態として物価は高騰しており、現状の物価変動に対応できていないため、指標の変更をしてほしいとの申し出があった。

また、令和6年7月3日付事務連絡で内閣府から、PFIに関する各種ガイドライン等が改正され、市がこの契約で採用している指標は、経済社会情勢の変化等に伴い不適切になり得ることから、当該例示が削除されること、また、サービス対価の改定について、事業者からの変更協議に適切に対応するよう要請があった。

これらを考慮し、本事業におけるサービス購入料の改定に関する指標を見直すものとして、変更契約を締結する。

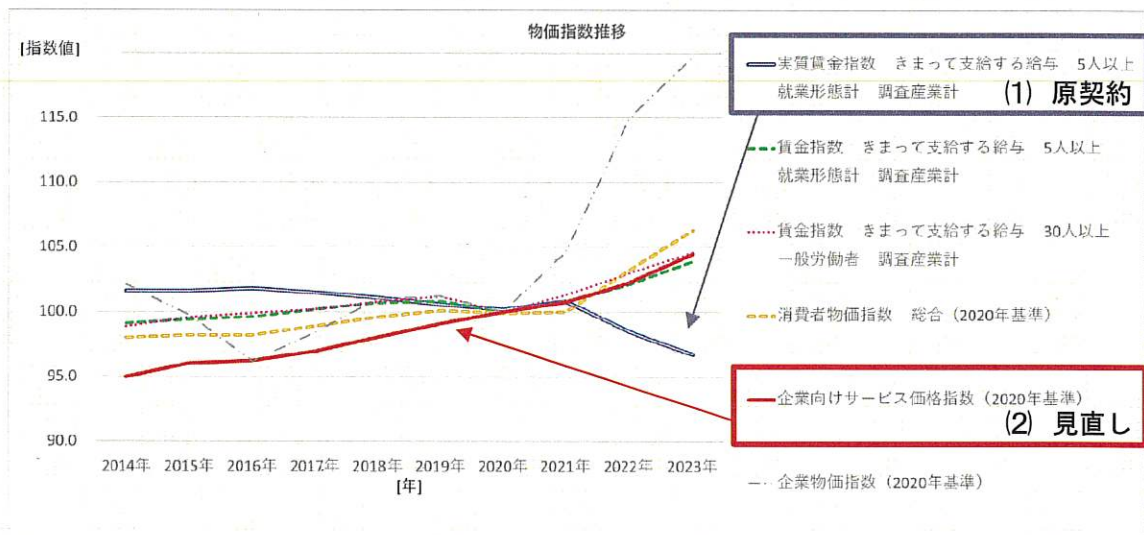
(2) 指標を変更する対象となるサービス購入料(R7年度 合計 約12,700万円)

- ① サービス購入料 G(民間マネジメント業務委託料)
- ② サービス購入料 H(総合児童センター維持管理運営及び修繕)
- ③ サービス購入料 I(市民プール維持管理運営及び修繕)

(3) 物価指標の比較

- ① 原契約で採用している指標：実質賃金指数・事業所規模 5人以上(厚生労働省)
- ② 変更したい指標：企業向けサービス価格指数・総平均(日本銀行)

※内閣府のPFIガイドライン、他自治体で採用の多い指標で比較検討



(4) 将来的な契約金額への影響

指標が3%上昇した場合、年平均約400万円の増額となる見込みである。

2 サービス購入料 H (総合児童センターの維持管理運営に関する費用) の変更

(1) 要旨・現状

本件は、施設の整備と維持管理運営を広沢複合施設整備・運営事業として一括して契約しており、サービス購入料として消費税を含めて支払いを行っている。

一方、本事業契約の内、総合児童センターの維持管理及び運営事業については非課税範囲に定められる児童福祉法の児童厚生施設を経営する事業に該当することから、事業契約金額の一部を非課税取引にできるものか税務署へ相談していた。

今般、税務署から、PFI 事業であっても、事業契約の内訳で非課税取引を区分できることが確認できたことから、総合児童センターの運営に係るサービス購入料 H のみを非課税取引と判断することができるとの回答を得た。

については、税務署及び事業契約者との協議が整ったことに基づき、サービス購入料 H における消費税は非課税として取り扱うこととし、事業契約金額から消費税相当額を減額する変更契約を締結すること及び過年度までに事業契約者へ支払った消費税等相当額は、市へ全額返還することとする。

(2) サービス購入料 H の対象

- ① 総合児童センターの維持管理及び運営（修繕を除く）に係る費用
- ② 総合児童センターの修繕に係る費用

(3) サービス購入料 H の減額による変更契約金額

変更契約金額 減 金 80,831,521 円

(内、令和 3～5 年度既払消費税等相当額 金 10,145,534 円)

3 添付資料

- (1) 別紙 1 「変更契約書 (案)」
- (2) 別紙 2 「内閣府からの通知文書」
- (3) 別紙 3 「税務署の回答」

(案)

和光市広沢複合施設整備・運営事業

変更契約書

令和7年3月〇〇日

甲 : 和 光 市

乙 : P F I 和 光 市 広 沢 株 式 会 社

和光市広沢複合施設整備・運営事業 変更契約書

和光市（以下「甲」という。）とPFI和光市広沢株式会社（以下「乙」という。）は、和光市広沢複合施設整備・運営事業に関し、甲と乙との間で平成31年2月5日付で締結し、平成31年4月5日付で本契約の効力を生じた和光市広沢複合施設整備・運営事業に係る事業仮契約書（当該契約に附随して締結される確認書、その後の覚書及び確認書を含め、以下「原契約」という。）の一部の事項について、次のとおり、変更する契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

なお、本変更契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、原契約における定義と同一とする。

第1条 契約金額を次のとおり変更する。

変更契約金額 減 金80,831,521円

2 本変更契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等の率に変動が生じ、契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、契約を何ら変更することなく、契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

第2条 甲及び乙は、総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務（以下「対象業務」という。）に係るサービス購入料Hが消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の非課税対象であることを確認し、原契約別紙5「6 サービス購入料の支払額」の「(7) サービス購入料G,H,I」を次のとおり変更する（変更箇所は下線部分）。

<変更後>	<変更前>
本変更契約別紙1のとおり	本変更契約別紙2のとおり

2 前項の変更は本変更契約締結日より効力を有するものとする。なお、疑義を避けるために付言すると、甲及び乙は、第12回目までのサービス購入料G,H,Iについては、変更前の原契約別紙5「6 サービス購入料の支払額」の「(7) サービス購入料G,H,I」の規定（本変更契約別紙2）に従うとともに、第13回目からのサービス購入料G,H,Iについては、変更後の原契約別紙5「6 サービス購入料の支払額」の「(7) サービス購入料G,H,I」の規定（本変更契約別紙1）に従うことを確認する。

3 乙は、乙及び運営企業兼維持管理企業が管轄税務署において行った更正手続きがいずれも完了した後速やかに当該更正手続きの完了日を甲へ通知する。また、乙は、当該通知後に甲が乙に対して発行する納入通知書の受領後令和8年3月31日までに、第1回目から第9回目までのサービス購入料Hに係る消費税及び地方消費税相当額（金10,145,534円）を甲へ返還する。

4 甲及び乙は、第10回目から第12回目までのサービス購入料Hに係る消費税及び地方消費税相当額（以下「令和6年度既払消費税等相当額」という。）については、第13回目のサービス購入料Hの支払金額（金10,779,186円）から令和6年度既払消費税等相当額（金2,896,254円）を差し引いた金額（金7,882,932円）を第13回目のサービス購入料Hの支払

日に甲が乙に対し支払うことにより、乙が甲に対して返還したものとみなす。

5 前2項に基づく乙から甲への返還金には、利息を付さないものとする。

6 甲及び乙は、(i)対象業務に関する、朝霞税務署から甲宛ての令和6年9月11日付け回答、朝霞税務署から乙宛ての令和6年10月4日付け回答及び渋谷税務署から運営企業兼維持管理企業宛ての令和6年11月7日付け回答がいずれも「甲から乙へ支払われる対象業務に係る対価、及び、乙から運営企業兼維持管理企業へ支払われる対象業務に係る対価については消費税等の非課税対象とする。」という趣旨のものであったこと、(ii)前各項の規定が当該各回答を前提とするものであったことを確認し、将来、対象業務に係る対価の消費税等の取扱いの解釈が変更となる場合は、変更後の解釈に基づいてサービス購入料Hに係る消費税等の取扱いを見直すものとし、当該見直しに必要な手続（当該見直しに係る変更契約の締結を含む。）を実施する。

第3条 原契約別紙5「5 サービス購入料の改定」の「(2)物価変動に伴う改定」の「イ維持管理・運営に係るサービス購入料の改定」を次のとおり変更する（変更箇所は下線部分）。

＜変更後＞	＜変更前＞
本変更契約別紙3「和光市広沢複合施設整備・運営事業 事業契約書別紙5第5項第(2)号イ（変更後）」のとおりに従う	本変更契約別紙3「和光市広沢複合施設整備・運営事業 事業契約書別紙5第5項第(2)号イ（変更前）」のとおりに従う

2 前項の変更は令和7年4月1日より効力を有するものとし、同年3月31日までは、変更前の原契約別紙5「5 サービス購入料の改定」の「(2)物価変動に伴う改定」の「イ維持管理・運営に係るサービス購入料の改定」の規定に従う。

第4条 本変更契約によって変更されたものを除き、原契約の各条項は、その定めるところに従い、本変更契約締結後も、引き続き効力を有するものとする。

本変更契約の締結を証するため、本変更契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

甲

埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 柴 崎 光 子

乙

埼玉県和光市下新倉五丁目1番1号

PFI 和光市広沢株式会社

代表取締役 西 岡 正 樹

別紙 1

(変更後の原契約別紙 5 第 6 項 (下線部が変更箇所))

6 サービス購入料の支払額

(略)

(7) サービス購入料 G,H,I

サービス購入料 G,H,I の支払額は以下のとおりである。

単位：円

回	支払スケジュール		サービス 購入料 G (課税)	サービス 購入料 G 税込合計 (税率 10%)	サービス 購入料 H (非課税)	サービス 購入料 I (課税)	サービス 購入料 I 税込合計 (税率 10%)
1	令和 3 年度	12 月～3 月	8,666,667	<u>9,533,333</u>	21,971,901	10,648,166	<u>11,712,982</u>
2	令和 4 年度	4 月～6 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
3		7 月～9 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
4		10～12 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
5		1 月～3 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	10,779,186	14,285,865	<u>15,714,451</u>
6	令和 5 年度	4 月～6 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
7		7 月～9 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
8		10～12 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
9		1 月～3 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	10,779,186	14,285,865	<u>15,714,451</u>
10	令和 6 年度	4 月～6 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
11		7 月～9 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
12		10～12 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
13		1 月～3 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	10,779,186	14,285,865	<u>15,714,451</u>
14	令和 7 年度	4 月～6 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
15		7 月～9 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
16		10～12 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,654,186	13,010,865	<u>14,311,951</u>
17		1 月～3 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	10,779,186	14,285,865	<u>15,714,451</u>
18	令和 8 年度	4 月～6 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,655,336	13,009,715	<u>14,310,686</u>
19		7 月～9 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,655,336	13,009,715	<u>14,310,686</u>
20		10～12 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,655,336	13,009,715	<u>14,310,686</u>
21		1 月～3 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	12,480,336	15,984,715	<u>17,583,186</u>
22	令和 9 年度	4 月～6 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,655,336	13,009,715	<u>14,310,686</u>
23		7 月～9 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,655,336	13,009,715	<u>14,310,686</u>
24		10～12 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,655,336	13,009,715	<u>14,310,686</u>
25		1 月～3 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	12,480,336	15,984,715	<u>17,583,186</u>
26	令和 10 年度	4 月～6 月	6,500,000	<u>7,150,000</u>	9,655,336	13,009,715	<u>14,310,686</u>

回	支払スケジュール		サービス 購入料 G (課税)	サービス 購入料 G 税込合計 (税率 10%)	サービス 購入料 H (非課税)	サービス 購入料 I (課税)	サービス 購入料 I 税込合計 (税率 10%)
27		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
28		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
29		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	12,480,336	15,984,715	17,583,186
30	令和 11 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
31		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
32		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
33		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	12,480,336	15,984,715	17,583,186
34	令和 12 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
35		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
36		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
37		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	12,480,336	15,984,715	17,583,186
38	令和 13 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
39		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
40		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
41		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,535,336	18,079,715	19,887,686
42	令和 14 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
43		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
44		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
45		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,535,336	18,079,715	19,887,686
46	令和 15 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
47		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
48		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
49		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,535,336	18,079,715	19,887,686
50	令和 16 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
51		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
52		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
53		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,535,336	18,079,715	19,887,686
54	令和 17 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
55		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
56		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
57		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,535,336	18,079,715	19,887,686
58	令和 18 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
59		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
60		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
61		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,205,336	16,709,715	18,380,686

回	支払スケジュール		サービス 購入料 G (課税)	サービス 購入料 G 税込合計 (税率 10%)	サービス 購入料 H (非課税)	サービス 購入料 I (課税)	サービス 購入料 I 税込合計 (税率 10%)
62	令和 19 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
63		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
64		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
65		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,205,336	16,709,715	18,380,686
66	令和 20 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
67		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
68		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
69		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,205,336	16,709,715	18,380,686
70	令和 21 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
71		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
72		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
73		1 月～3 月	6,500,000	7,150,000	13,205,336	16,709,715	18,380,686
74	令和 22 年度	4 月～6 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
75		7 月～9 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
76		10～12 月	6,500,000	7,150,000	9,655,336	13,009,715	14,310,686
77		1 月～3 月	4,333,333	4,766,666	9,986,963	12,373,242	13,610,566
	合計		500,500,000	550,549,999	808,315,664	1,058,893,433	1,164,782,738

(以下余白)

(変更前の原契約別紙5第6項(下線部が変更箇所))

6 サービス購入料の支払額

(略)

(7) サービス購入料 G,H,I

サービス購入料 G,H,I の支払額は以下のとおりである。

単位:円

回	支払スケジュール		サービス 購入料 G	サービス 購入料 H	サービス購 入料 I	税抜き 合計	税込み 合計 (税率 10%)
1	令和3年度	12月～3月	8,666,667	21,971,901	10,648,166	41,286,734	45,415,406
2	令和4年度	4月～6月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
3		7月～9月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
4		10～12月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
5		1月～3月	6,500,000	10,779,186	14,285,865	31,565,051	34,721,555
6	令和5年度	4月～6月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
7		7月～9月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
8		10～12月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
9		1月～3月	6,500,000	10,779,186	14,285,865	31,565,051	34,721,555
10	令和6年度	4月～6月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
11		7月～9月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
12		10～12月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
13		1月～3月	6,500,000	10,779,186	14,285,865	31,565,051	34,721,555
14	令和7年度	4月～6月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
15		7月～9月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
16		10～12月	6,500,000	9,654,186	13,010,865	29,165,051	32,081,555
17		1月～3月	6,500,000	10,779,186	14,285,865	31,565,051	34,721,555
18	令和8年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
19		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
20		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
21		1月～3月	6,500,000	12,480,336	15,984,715	34,965,051	38,461,555
22	令和9年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
23		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
24		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
25		1月～3月	6,500,000	12,480,336	15,984,715	34,965,051	38,461,555
26	令和10年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
27		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
28		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555

回	支払スケジュール	サービス 購入料 G	サービス 購入料 H	サービス購 入料 I	税抜き 合計	税込み 合計 (税率 10%)	
29	1月～3月	6,500,000	12,480,336	15,984,715	34,965,051	38,461,555	
30	令和 11 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
31		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
32		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
33		1月～3月	6,500,000	12,480,336	15,984,715	34,965,051	38,461,555
34	令和 12 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
35		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
36		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
37		1月～3月	6,500,000	12,480,336	15,984,715	34,965,051	38,461,555
38	令和 13 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
39		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
40		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
41		1月～3月	6,500,000	13,535,336	18,079,715	38,115,051	41,926,555
42	令和 14 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
43		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
44		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
45		1月～3月	6,500,000	13,535,336	18,079,715	38,115,051	41,926,555
46	令和 15 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
47		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
48		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
49		1月～3月	6,500,000	13,535,336	18,079,715	38,115,051	41,926,555
50	令和 16 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
51		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
52		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
53		1月～3月	6,500,000	13,535,336	18,079,715	38,115,051	41,926,555
54	令和 17 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
55		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
56		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
57		1月～3月	6,500,000	13,535,336	18,079,715	38,115,051	41,926,555
58	令和 18 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
59		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
60		10～12月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
61		1月～3月	6,500,000	13,205,336	16,709,715	36,415,051	40,056,555
62	令和 19 年度	4月～6月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
63		7月～9月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555

回	支払スケジュール	サービス 購入料 G	サービス 購入料 H	サービス購 入料 I	税抜き 合計	税込み 合計 (税率 10%)	
64	10～12 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555	
65	1 月～3 月	6,500,000	13,205,336	16,709,715	36,415,051	40,056,555	
66	令和 20 年度	4 月～6 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
67		7 月～9 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
68		10～12 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
69		1 月～3 月	6,500,000	13,205,336	16,709,715	36,415,051	40,056,555
70	令和 21 年度	4 月～6 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
71		7 月～9 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
72		10～12 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
73		1 月～3 月	6,500,000	13,205,336	16,709,715	36,415,051	40,056,555
74	令和 22 年度	4 月～6 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
75		7 月～9 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
76		10～12 月	6,500,000	9,655,336	13,009,715	29,165,051	32,081,555
77		1 月～3 月	4,333,333	9,986,963	12,373,242	26,693,538	29,362,891

(以下余白)

和光市広域複合施設整備・運営事業 事業契約書別紙5 第5項第(2)号イ（変更後）	和光市広域複合施設整備・運営事業 事業契約書別紙5 第5項第(2)号イ（変更前）
別紙5 サーマテリアル購入料の構成及び支払い方法 (略)	別紙5 サーマテリアル購入料の構成及び支払い方法 (略)
5 サーマテリアル購入料の改定 (略)	5 サーマテリアル購入料の改定 (略)
(2) 物価変動に伴う改定 (略)	(2) 物価変動に伴う改定 (略)
イ 維持管理・運営に係るサービスマテリアル購入料の改定	イ 維持管理・運営に係るサービスマテリアル購入料の改定
サービスマテリアル購入料G、H-1、H-2、I-1及びI-2について、以下のとおり物価変動に基づいて変動させるものとする。改定計算は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。	サービスマテリアル購入料G、H-1、H-2、I-1及びI-2について、以下のとおり物価変動に基づいて変動させるものとする。改定計算は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。
(7) 改定の条件	(7) 改定の条件
次の条件を満たす場合に改定を行う。	次の条件を満たす場合に改定を行う。
(ウ)に示す指標値が、前改定時から3%以上変動した場合	(ウ)に示す指標値が、前改定時から3%以上変動した場合
なお、令和7年度以後の初回の改定は、(ウ)に示す指標値が、令和5年度の指標から3%以上変動した場合とする。	なお、令和7年度以後の初回の改定は、(ウ)に示す指標値が、令和5年度の指標から3%以上変動した場合とする。
(4) サーマテリアル購入料G、H-1、H-2、I-1及びI-2の物価変動による改定の計算式	(4) サーマテリアル購入料G、H-1、H-2、I-1及びI-2の物価変動による改定の計算式
$X' \times \alpha = Y'$	$X' \times \alpha = Y'$
$Y' : \text{改定後の各支払額（税抜き）}$	$Y' : \text{改定後の各支払額（税抜き）}$
$X' : \text{改定前の各支払額（税抜き）}$	$X' : \text{改定前の各支払額（税抜き）}$
$\alpha : \text{改定率}$	$\alpha : \text{改定率}$
$\text{改定率} \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の指標値の年度平均値}}{\text{前改定時の前年度の指標値の年度平均値}}$	$\text{改定率} \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の指標値の年度平均値}}{\text{前改定時の前年度の指標値の年度平均値}}$
※ 当該改定率は少数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。	※ 当該改定率は少数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。
※ 計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。	※ 計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。
※ 令和7年度以後の初回の改定が行われるまでは、令和5年度の指標値を、「前改定時の前年度の指標値の年度平均値」とする。	※ 令和7年度以後の初回の改定が行われるまでは、令和5年度の指標値を、「前改定時の前年度の指標値の年度平均値」とする。
(ウ) サーマテリアル購入料G、H-1、H-2、I-1及びI-2の改定方法	(ウ) サーマテリアル購入料G、H-1、H-2、I-1及びI-2の改定方法
SPCは、毎年度6月30日までに、当該年の4月に公表される指標値の評価	SPCは、毎年度6月30日までに、当該年の4月に公表される指標値の評価

別紙 3 (事業契約書別紙 5「5 サービス購入料の改定」の「(2)物価変動に伴う改定」の「イ維持管理・運営に係るサービス購入料の改定」に係る変更)

和光市広沢複合施設整備・運営事業 事業契約書別紙 5 第 5 項第(2)号イ (変更後) を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度のサービス購入料を確定する。改定が行われない場合も同様とする。	和光市広沢複合施設整備・運営事業 事業契約書別紙 5 第 5 項第(2)号イ (変更前) を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度のサービス購入料を確定する。改定が行われない場合も同様とする。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="399 1736 539 1989"> 物価変動に採用する指標 </td><td data-bbox="399 1097 539 1736"> 「消費税を除く企業向けサービス価格指数」ー総平均 2020 年基準 (日本銀行調査統計局)」 </td></tr> </table>	物価変動に採用する指標	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」ー総平均 2020 年基準 (日本銀行調査統計局)」	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="399 757 539 1010"> 物価変動に採用する指標 </td><td data-bbox="399 112 539 757"> 「毎月勤労統計調査 全国調査 (厚生労働省)」実質賃金指数 (きまって支給する給与/調査産業計) における「事業所規模 5 人以上」(全国統一指数) </td></tr> </table>	物価変動に採用する指標	「毎月勤労統計調査 全国調査 (厚生労働省)」実質賃金指数 (きまって支給する給与/調査産業計) における「事業所規模 5 人以上」(全国統一指数)
物価変動に採用する指標	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」ー総平均 2020 年基準 (日本銀行調査統計局)」				
物価変動に採用する指標	「毎月勤労統計調査 全国調査 (厚生労働省)」実質賃金指数 (きまって支給する給与/調査産業計) における「事業所規模 5 人以上」(全国統一指数)				
※用いている指標が消滅した場合、用いている指標の内容の見直しが行われた場合、又は経済社会情勢の変化等に伴い用いている指標が不適切となった場合には、その後の対応方法について市と S P C との間で協議して定めるものとする。 (以下略)	※用いている指標の消滅、あるいは内容の見直しによる本事業との実態がい離発生の場合は、その後の対応方法について市と S P C との間で協議して定めるものとする。 (以下略)				

事務連絡
令和6年7月3日

各省庁等PFI担当局長 殿
各都道府県PFI担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各指定都市PFI担当部長 殿

内閣府民間資金等活用事業推進室

PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される
環境構築の推進について

平素よりPFIの推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年6月3日の民間資金等活用事業推進会議にて、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」が決定されるとともに、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（以下「プロセスガイドライン」という。）及び「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」（以下「契約ガイドライン」という。）が改正されました。

同アクションプランでは、「民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築」を推進することとされ、各ガイドラインの改正では、その一環として物価変動への対応について盛り込まれたところです。つきましては、下記のとおり、留意事項を周知いたしますので、適切に御対応いただきますようよろしくお願いします。なお、本改正を受けた運用状況等を踏まえ、更なる事務連絡の発出等を含む必要な対応を検討することとしています。

都道府県市区町村担当部長におかれては、貴管下の市区町村（指定都市を除く。）に対しても本事務連絡について周知いただくようお願いします。

記

1. 物価変動への対応について（四角枠内は各ガイドラインにおける記載。[] は注記。）

（1）予定価格の算出時点及びサービス対価改定の基準時点について

（11） 予定価格を定める際は、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要である。[プロセスガイドラインP. 22]

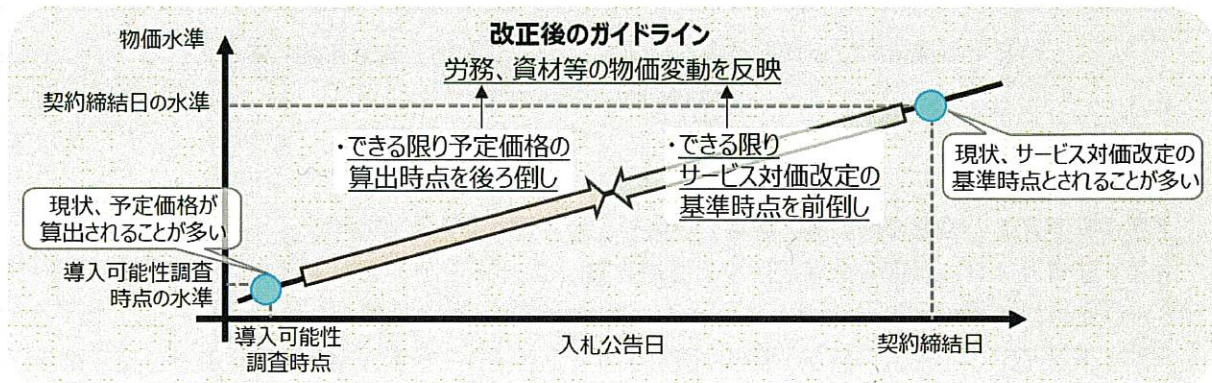
・ どの時点の物価を「サービス対価」の改定の基準とするかについては、契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられる。入札公告日等とすることにより、物価変動をより的確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる。[契約ガイドラインP. 88]

PFI事業においては、予定価格が導入可能性調査時点等の検討の早い段階に算出されること及びサービス対価改定の基準時点が契約締結日とされることが比較的多いと言われている。このように、予定価格の算出時点とサービス対価改定の基準時点とが離れている場合、両時点間の物価変動

がサービス対価に反映されず、入札不調・不落又は選定事業者の過度な負担が生じるおそれがある。そのため、下図のとおり、できる限り予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけるといった対応により、労務、資材等の物価変動を適切にサービス対価に反映させる必要がある。

サービス対価改定の基準時点について、契約ガイドラインにおける「入札公告日」はあくまで例示であり、これに限らず、サービス対価改定の基準時点を予定価格の算出時点に近づけることができるのであれば、債務負担行為設定日、入札日その他特定の時点又は期間とすることも差し支えない。また、サービス対価改定の基準時点は、あらかじめ実施方針等に明示することが望ましい。

なお、当然ながら、債務負担行為については、このように算出した予定価格及びその後のサービス対価改定を踏まえた設定又は再設定を行う必要があることに留意されたい。



(2) サービス対価改定の基準とする物価指数について

- ・「サービス対価」の改定の基準とする物価指数の採用にあたっては、選定事業者が負担する物価変動リスクを減じるため、選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要である。具体的には、当該市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。また、当該物価指数は、あらかじめ入札説明書等に案を明示した上で、民間事業者との協議により決定することが望ましい。[契約ガイドライン P. 88]

サービス対価改定の基準とする物価指数について、改正前の契約ガイドラインで示していた例示は、実質賃金指数（物価変動の影響を除いた指数であり、名目賃金上昇より物価上昇が大きい場合に減少するもの）を始め、経済社会情勢の変化等に伴い不適切になり得るため、当該例示は削除した上で、採用すべき物価指数の考え方として、

- ・市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用すること

- ・対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用すること

が望ましい旨を記載したものである。なお、物価指数の例示がないと検討しづらいとの地方公共団体の意見を踏まえ、別表のとおり物価指数の例、概要等を示すが、それらはあくまで例示であることに留意されたい。

また、採用する物価指数は、あらかじめ入札説明書等に案を明示した上で、民間事業者との協議により決定することが望ましい。ここでいう「入札説明書」はあくまで例示であり、これに限らず、できる限り早く当該案を明示することが望ましい。

(3) 契約変更について

・管理者等は、以上のような「サービス対価」の改定について適切に対応するとともに、選定事業者から契約変更の協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることが必要である。この点、管理者等に不利となる契約変更は認められないとの考え方もあるが、選定事業における当初の官民のリスク分担、物価変動の影響等を踏まえた上で、契約変更をして当該選定事業の実施を継続する方が新たに事業者選定を行うよりも管理者等にとって有利と考えられる場合には、契約変更が認められると考えられる。[契約ガイドライン P. 89]

「契約変更の協議」に当たっては、管理者等と選定事業者とが必要な情報を持ち寄ることとし、管理者等が選定事業者に対し過度な要求をしないよう留意されたい。

「状況に応じた必要な契約変更」には、物価変動に基づくサービス対価の改定条項の新設並びに(1)及び(2)に示す内容への対応も含まれる。

公契約の変更については、管理者等が適当と認める場合には増額変更も認められるとの考え方もある一方、管理者等に不利な契約変更は認められないとの考え方もある。後者の考え方の下、契約変更が管理者等にとって有利かどうかを判断する際には、

○契約変更を実施する場合において見込まれる、サービス対価の増加、契約変更の手間

○契約変更を実施しない場合において見込まれる、

・工期の遅延又はサービス水準の低下のおそれ

・新たな民間事業者の選定が必要となった場合におけるサービス対価の増加、選定の手間等を勘案して総合的に判断することが必要である。

2. その他の民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築について

「新たな成長型経済」への移行が進む中、民間事業者の努力及び創意工夫が最大限発揮されることにより、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築することが重要である。そのため、PFI事業の実施に当たっては、1. に示す物価変動への適切な対応に加え、①構想段階からの官民対話、②性能発注方式及び③民間事業者による提案を推進し、民間事業者の創意工夫による工事費等の削減及び収益事業による利益創出を図るよう留意されたい。あわせて、④費用削減以外の民間事業者が創出する多様な効果を適切に評価するよう留意されたい。

また、これらについては以下の文書等でそれぞれ考え方等を示しているので、適宜参照されたい。

① PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド

<URL> : <https://www.mlit.go.jp/common/001150188.pdf>

② PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方 (第2章)

<URL> : <https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/pdf/performance.pdf>

③ PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル

<URL> : https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf

④ PPP/PFI 事業の多様な効果に関する手引・事例集

<URL> : https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/pdf/tayounakouka.pdf

以上

P F I 事業のサービス対価改定の基準とする物価指数の例

P F I 事業のサービス対価改定の基準とする物価指数の例は以下のようなものがある。これらはあくまで例示であり、ここに掲載しているか否かにかかわらず、選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要である。具体的には、当該市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。

物価指数の例	作成・公表主体	公表頻度	地域の別等	概要
毎月勤労統計	厚生労働省	月次	全国一律	給与の変動を測定。
最低賃金	厚生労働省	年次	都道府県別	賃金の最低額として最低賃金法に基づき決定。
建築保全業務 労務単価	国土交通省	年次	10 地域別	官庁施設の建築保全業務に係る費用を積算するための労務費の参考単価として作成。
消費者物価指数	総務省	月次	全国及び東京都都区部 ¹	家計に係る財及びサービスの価格変動を測定。
企業向けサービス 価格指数	日本銀行	月次	全国一律	企業間で取引されるサービスの価格変動を測定。
企業物価指数	日本銀行	月次	全国一律	企業間で取引される財の価格変動を測定。
建設工事費 デフレーター	国土交通省	月次	全国一律	建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する指標として作成。
建築費指数	(一財)建設物価 調査会	月次	10 都市別	建築物の工事価格の変動を測定。
建設資材物価指数	(一財)建設物価 調査会	月次	10 都市別	建設資材の価格の変動を測定。

¹ 地域別の物価を明らかにするために、地方10区分、都道府県、都道府県庁所在市及び指定都市ごとに消費者物価地域差指数が算出される。

和光市広沢複合施設整備・運営事業における
総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務にかかる
サービス購入料H及び業務委託料に関する
税務署の回答

朝霞税務署から和光市宛ての令和6年9月11日付け回答

【和光市確認事項1】

本件の総合児童センターは児童福祉法に規定する児童厚生施設であるため、総合児童センターの維持管理・運営費及び修繕業務費にかかるサービス購入料Hは非課税対象か。

(回答) 社会福祉法上、児童福祉法に規定する「児童厚生施設を運営する事業」は、第二種社会福祉事業に該当するものとされており、和光市が指定管理者へ委託する事業のうち、維持管理・運営について、基本通達6-7-5で示された法別表第一号第7口に掲げる事業として行われる児童厚生施設の資産の譲渡等に該当し、消費税法上の非課税取引に該当する。

また、修繕業務についても、維持管理・運営を遂行するにあたり必要とされる付随的業務と認められることから、維持管理・運営と同様に消費税法上の非課税取引に該当する。

なお、本件事業者は「社会福祉法人等」に該当するかについて、児童厚生施設を運営する事業は、社会福祉法の第二種社会福祉事業に該当するが、社会福祉法では第60条において第一種社会福祉事業の经营主体に制限を設けているものの、第二種社会福祉事業の经营主体には特に制限を設けていないため、株式会社も第二種社会福祉事業を行うと考えられ、株式会社である本件事業者は基本通達6-7-9の「社会福祉法人等」に該当する。

事業契約の内訳で非課税取引を区分できることが確認できたことから、総合児童センターの委託に係るサービス購入料Hは、非課税対象である。

【和光市確認事項2】

総合児童センターの維持管理・運営費及び修繕業務費にかかるサービス購入料Hに係る業務については、SPCから運営企業兼維持管理企業に委託され、その対価は課税対象として支払済みです。なお、SPCと運営企業兼維持管理企業間の委託契約は締結済みで、契約において、「総合児童センターの維持管理・運営費及び修繕業務費にかかる対価」と「市民プールの維持管理・運営費及び修繕業務費にかかる対価」を区分していません。

SPCから運営企業兼維持管理企業へ支払う「総合児童センターの維持管理・運営費および修繕業務費にかかる対価」も非課税対象と考えてよい。

(回答) 市とSPCの契約内容と、SPCと運営企業兼維持管理企業の契約内容が、同様の契約であるならば、非課税対象である。

【和光市確認事項3】

SPCが過払い消費税を還付請求することは可能か。

(回答) 可能である。

【和光市確認事項4】

SPCから業務を委託されている運営企業兼維持管理企業について、管轄する税務署が異なるが同様の回答が得られるか。

(回答) 朝霞税務署の回答と他の税務署の回答は変わらない。

【和光市確認事項5】

本件について、税務署から文書で回答が得られるか。

(回答) 税務署からの回答は、口頭で行っており、文書での回答はできない。

朝霞税務署から PFI 和光市広沢株式会社 (SPC) 宛ての令和 6 年 10 月 4 日付け回答

【SPC 確認事項 1】

和光市から SPC へ支払われる、総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務にかかるサービス購入料 H については、(和光市にご回答されたとおり) 非課税対象と解してよろしいでしょうか。

(回答) よい

【SPC 確認事項 2】

令和 3 年度 (令和 4 年 3 月決算) 以降、和光市から SPC に対して支払われたサービス購入料 H は課税対象として税務申告を行ってまいりました。今回、サービス購入料 H を非課税対象と解する場合、SPC は、既に行った、令和 3 年度 (令和 4 年 3 月決算)、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月決算)、令和 5 年度 (令和 6 年 3 月決算) の税務申告について更正の手続きをすれば、過去分についても非課税売上として取り扱われると解してよろしいでしょうか。

(回答) よい

【SPC 確認事項 3】

SPC から運営企業兼維持管理企業へ支払う、「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務にかかる対価」について、非課税対象と解してよろしいでしょうか。

なお、SPC と運営企業兼維持管理企業間の契約は締結済みで、現状の契約において、「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務にかかる対価」と、「市民プールの維持管理・運営及び修繕業務にかかる対価」を区分していません。「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務にかかる対価」は非課税対象と解する場合、これらを区分する変更契約を締結する予定です。

(SPC 確認事項 3 の補足)

国税庁ホームページより 「法令解釈通達 第 7 節 社会福祉事業等関係」

(社会福祉事業の委託に係る取扱い)

6-7-9 社会福祉法人等が地方公共団体等から当該地方公共団体等が設置した社会福祉施設の経営を委託された場合に、当該社会福祉法人等が行う当該社会福祉施設の経営は、法別表第二第 7 号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に該当し、非課税となる。(平 12 課消 2-10、令 5 課消 2-9 により追加)

(注) 事業者が社会福祉施設に係る業務の一部を当該社会福祉施設を設置した地方公共団体等又は設置者である地方公共団体等から当該社会福祉施設の経営を委託された社会福祉法人等の委託により行う場合 (当該業務の一部を行うことが社会福祉事業に該当する場合を除く。)、当該事業者が行う業務は、同号に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等には該当しないことに留意する。

上記注意書きの「事業者が社会福祉施設に係る業務の一部を当該社会福祉施設を設置した地方公共団体等又は設置者である地方公共団体等から当該社会福祉施設の経営を委託された社会福祉法人等の委託により行う場合 (当該業務の一部を行うことが社会福祉事業に該当する場合を除く。)」に該当せず、本件和光市の「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務」を委託される SPC が運営企業兼維持管理企業へ委託する「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務」も非課税対象と解してよろしいでしょうか。

(回答) よい

【SPC確認事項4】

令和3年度（令和4年3月決算）以降、SPCから運営企業兼維持管理企業に対して支払った業務対価は課税仕入として税務申告を行ってまいりました。今回、「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務に係る業務」の対価を「非課税売上げにのみ要する仕入」と解する場合、SPCは、既に行った、令和3年度（令和4年3月決算）、令和4年度（令和5年3月決算）、令和5年度（令和6年3月決算）の税務申告について更正の手続きをすれば、「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務に係る業務」の対価について過去分についても「非課税売上のみに要する仕入」として取り扱われると解してよろしいでしょうか。

（SPC確認事項4の詳細）

具体的には、更正の手続きにより請求させていただくこととなりますが、概要は以下の通りです。

【更生請求の前提】

- ・ 和光市からSPCへ支払われる、「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務にかかるサービス購入料H」について非課税売上とする（確認事項1）
- ・ 和光市からSPCへ支払われた、「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務にかかるサービス購入料H」について、過去に遡って非課税売上とする（確認事項2）
- ・ SPCと運営企業兼維持管理企業間の契約について、「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務費にかかる対価」と、「市民プールの維持管理・運営及び修繕業務費にかかる対価」を区分する契約を締結する。
- ・ SPCから運営企業兼維持管理企業へ支払う、「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務にかかる対価」について「非課税売上のみに要する仕入」として取り扱う（確認事項3）
- ・ SPCと運営企業兼維持管理企業間の契約について、過去に遡って「総合児童センターの維持管理・運営及び修繕業務に係る対価」を「非課税売上のみに要する仕入」として取り扱う

（回答）よい

渋谷税務署から運営企業兼維持管理企業宛ての令和6年11月7日付け回答

【運営企業兼維持管理企業確認事項1】

（SPCが朝霞税務署へ確認した、上記【SPC確認事項1】～【SPC確認事項4】を説明して）朝霞税務署がPFI和光市広沢株式会社へ回答した事項について、渋谷税務署としても同じ解釈ということで間違いないか。

（回答）朝霞税務署の回答と同じである。

以上